

数理データサイエンスセクション規程

(目的)

第1条 全学共通教育センター規程第4条第2項の規定に基づき、文理融合・数理教育を推進し、数理データサイエンス科目群の改善及び発展を目的に、全学共通教育センターに数理データサイエンスセクション（以下「セクション」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本セクションは、全学共通教育科目の一般教養科目のうち数理データサイエンス科目にかかわる教育に当たる教員によって構成し、主任は数理データサイエンス科目の教務に関する運営・管理に当たる。

(専門委員会の設置)

第3条 全学共通教育センター規程第4条第3項の規定に基づき、数理データサイエンス科目の教育方針や課程に関する検討を行うため、専門委員会を設置する。

(専門委員会の組織)

第4条 専門委員会の構成員は本セクションの教員及び全学共通教育センター所属の教職員から、センター長が指名する。所属外の教職員を任命する場合は、当該教職員の所属長と学長の了解を得るものとする。

(専門委員会の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前項の委員は、再任することがある。

(委員長)

第6条 委員会の委員長は主任とする。
2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

(専門委員会の任務)

第7条 専門委員会は、次に掲げる事項を協議する。
(1) データサイエンス副専攻プログラムの運営に関すること
(2) 数理系科目及びデータサイエンス科目の内容及び開講に関すること
(3) オンライン授業等の授業形態の方針に関すること
(4) その他自己点検・評価に関すること

(専門委員会の事務)

第8条 専門委員会の事務は、全学共通教育センターにおいて処理する。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、本セクションの運営に関し必要な事項は、全学共通教育センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。